

第 1 9 回

総会議事録

日 時	令和6年12月13日(金) 午後1時30分
場 所	山形市庁舎 10階 委員会開催室

山形市農業委員会

総会委員名簿

令和5年7月20日現在

出欠	議席	氏 名	役 職 等
出	1	長澤 弘	
出	2	金子 祐一	運営委員
出	3	丹野 菊男	第3ブロック長
出	4	今野 智夫	運営委員
出	5	阿部 芳徳	第2ブロック長
出	6	富田 理恵子	編集委員
出	7	井上 敏嗣	運営委員
出	8	伊藤 博良	第1ブロック長
出	9	森田 誠一	編集委員
出	10	安達 良一	農政委員会委員長
出	11	日下部 洋一	
出	12	推名 俊明	農政委員会副委員長 編集委員
出	13	安孫子 忠善	
出	14	後藤 英治	
出	15	遠藤 紀江	編集委員会副委員長
欠	16	川村 栄介	
出	17	鏈水 豊	
出	18	佐藤 清	
出	19	熊谷 智博	第4ブロック長
出	20	石川 富夫	運営委員
出	21	小松 武	編集委員
出	22	丹野 長利	
出	23	丸子 宏	会長職務代理者 編集委員会委員長
出	24	高橋 徳郎	会長

第19回総会（定例）

日 時：令和6年12月13日（金）

午後1時30分から

場 所：山形市役所 10階 委員会開催室

山形市農業委員会

第19回総会（定例）次第

1 開 会

2 挨 拶

3 議事録署名委員の選出及び書記の任命について

4 議 事

議第73号 農地法第3条の規定による許可申請について

議第74号 農地法第5条の規定による許可申請について

議第75号 農用地利用集積計画について

議第76号 令和7年度農作業賃金・機械利用料金標準について

議第77号 農政委員会の委員長及び副委員長の選任について

5 報 告

(1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について

(2) 農地法第4条の規定による届出の受理について

(3) 農地法第5条の規定による届出の受理について

(4) 農地法第18条第6項の規定による通知の受理について

(5) 農地改良届出書の受理について

(6) 農地改良完了報告書の受理について

(7) 農地法第5条の規定による許可申請について

6 連絡事項

(1) 次回の総会（定例）について 令和7年1月14日（火）

(2) 次回の委員調査について 令和7年1月 9日（木）

7 その他

8 閉 会

第 19 回総会議事録

(令和 6 年 12 月 13 日 (金) 市庁舎 10 階 委員会開催室)

出席委員 23 名

欠席委員 1 名

開 会 午後 1 時 30 分

事 務 局	(定足数報告) 在任委員数 24 名中、現時点での出席委員数 21 名であり、総会は成立しております。 本日の傍聴人はありません。 議長より開会及びあいさつをお願いします。
議 長	(開会及びあいさつ)
議 長	議事録署名委員の選出、並びに書記の任命についてお諮りします。慣例により、議長より指名させていただくことでご異議ありませんか。
議 長	(異議なしの声あり) 異議なしと認め、議事録署名委員については、10 番安達良一委員、11 番日下部洋一委員にお願いし、書記に荒井主幹を任命します。 議事に入ります。 議第 73 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、事務局の説明を求めます。
事 務 局	案件は 67 号から 77 号まで 11 件です。農地の所在、申請人、申請事由等については、記載のとおりです。 67 号は、明治地区、新規就農のための所有権移転です。委員調査を実施しております。 68 号は、蔵王地区、新規就農のための所有権移転です。委員調査を実施しております。 69 号、70 号は、滝山地区、農地の交換による所有権移転です。どちらも蔬菜栽培の予定です。 71 号は、滝山地区、隣接地の買受による所有権移転です。蔬菜栽培の予定です。 72 号は、滝山地区、経営拡張のための所有権移転です。わらび・こしあぶらを栽培の予定です。 73 号は、千歳地区、経営拡張のための所有権移転です。委員調査を実施しております。 74 号は、鈴川地区、隣接地の買受のための所有権移転です。さつま芋、じゃがいも等を栽培の予定です。 75 号は、楯山地区、同一世帯での部分贈与による所有権移転です。引き続きソバ栽培の予定です。

議 長	76号は、大曽根地区、隣接地の買受による所有権移転です。水稻栽培の予定です。 77号は、明治地区、経営拡張のための所有権移転です。委員調査を実施しております。 以上11件につきまして、ご審議の程よろしくお願いいたします。 調査委員の報告をお願いします。 67号について、22番丹野長利委員から報告をお願いします。
丹 野 委 員	対象農地の所在、譲受人、譲渡人については記載の通りです。譲渡人は高齢のため、3条申請と併せて利用集積計画での所有権移転の申出があります。これにより全ての農地を手放す予定です。譲受人、譲渡人は■■■■。所有者の■■が亡くなってから、所有者の指導を受けながら10年以上、対象農地の管理を譲受人が行ってきた経緯があります。譲渡人が高齢のために譲渡の申請に至ったものです。譲受人についても■■歳と高齢の新規就農ですが、楽しみながら農業に取り組んでいるようでした。スモモ、自家用野菜、甘柿等を栽培予定で、果樹の苗木等も植えておりますが出荷の予定はないとのこと。農機具は、耕運機、動力噴霧器、刈払機を所有しています。農地までは自宅から1km程。申請者は年間250日、■■が80日従事する見込みです。農薬使用についても周辺農地に支障をきたすような影響はないものと見込まれます。 調査の結果、許可相当と判断しました。ご審議よろしく申し上げます。
議 長	68号について、同じく丹野長利委員から報告をお願いします。
丹 野 委 員	対象農地の所在、譲受人、譲渡人については記載の通りです。譲受人、譲渡人の関係は■■■■です。■■■■への■■■■です。 譲受人は、新規就農ですが、これまで10年程、■■■■の農作業を手伝ってきた経験があり、今後も■■■■の指導を受けながら、ナス・ネギ・キュウリ等、自家用農産物を栽培予定です。農地は自宅のすぐ裏で100m程の場所です。申請者は年間160日、■■が50日従事する見込みです。農機具は、耕運機、軽トラック、刈払機を■■■■から借ります。農薬の使用についても防除基準に従うため、周辺の農地利用に支障はないものと見込まれます。 調査の結果、許可相当と判断しました。ご審議よろしく申し上げます。
議 長	73号について、2番金子委員から報告をお願いします。
金 子 委 員	申請人及び内容は記載の通りです。この案件は、先月集団的な開発行為に土地がかかった代替地として、ネギ栽培をするための農地を探していたところ、対象農地が見つかったということです。譲受

	人は■■■■で勤めながら農業を行うということです。場所は2か所に渡っており苦勞して栽培されるのではないかと思います。親戚の方が手取り足取り指導をするので大丈夫とのこと。本人が150日、■■■が250日従事する見込みです。売買価格は、■■■■円。10a当たり、■■■■円です。地元農業委員には、今後状況をよく把握していただき、随時注意深く見ていただきたいと思います。 以上、調査の結果、許可相当と判断しました。ご審議よろしくお願ひします。
議 長	77号について、2番金子委員から報告お願ひします。
金 子 委 員	申請人及び内容は記載の通りです。寒河江市に拠点を持つ農地所有適格法人が今回山形市で農地を初めて取得するものです。この農地所有適格法人は、寒河江市の青山グループが農業部門として立ち上げた法人です。農業は3名程で行っているとのこと。寒河江市内にはかなりの面積の田んぼ、畑、樹園地を持っており、樹園地等では観光サクランボ園を行っているということです。生産した農産物は関連会社のホテルや旅館等に販売し、ホテル内の食事等で供給されています。中山町の野球場の管理等も関連会社が行っているとのこと。今回、中山町の方が不動産屋に自分の田畑の売買を相談し、中山の田んぼに加えて、山形市の畑もお願ひしたいとなり、今回の申請に至りました。農機具等も十分に揃えております。通作距離は10kmと遠いことから、今回の申請地では栗を栽培したいとのこと。その栗もホテル内での販売、飲食等に使用するとのこと。1か所に8本。もう1か所にもかなりの本数を植えたいとのこと。なぜ栗かということと比較的手間がかからず出来るということです。寒河江市の方でも栗栽培を行っており、年間40kgくらい収穫があり、ホテル内での直売や食事に利用しています。田んぼもかなり持っており、これまではチェリーライスセンターへ委託していましたが、今年度より乾燥調製機械を買って、米の方も自身で乾燥調製し、ホテルの食事での使用、並びに販売する予定です。大規模に経営をしている会社ではないかと思っています。畑の隣がサクランボであり、ドリフト対策しサクランボに被害が出ないように十分に注意するように申し伝えました。 調査の結果、許可相当と判断しました。ご審議よろしくお願ひします。
議 長	ただいまの説明に対して皆さんから質問、意見はありませんか。
井 上 委 員	77号の件ですが、一反歩または坪あたり単価はいくらの設定ですか。
金 子 委 員	総額が■■■■円。田んぼに付随したような状況でこの価格となったようです。

議 長	出席推進委員の方からも意見を頂きます。
清水推進委員	農業をしたいという方には、ぜひスムーズに許可していただければと思います。
高橋推進委員	高齢者の方が若い方へ所有権を移動したり、高齢者も若い方もいるが新規就農者で農地を耕作することは、大変良いことであると思う。新規就農者が入れるような農地のマッチングを、ぜひ今後も進めていただきたい。
鈴木推進委員	73号は地元の目の届く場所である。新規就農者の様子を見ながら、また、指導しながらやっていきたい。
石山推進委員	若い方から引き受けてやって貰えるのは良いこと。今後に繋がるのかなと思う。また、年配の方でも農業をやっていききたい方には頑張ってほしいと思う。
議 長	それでは、お諮りしたいと思います。議第73号について、許可することに異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	全員異議なしと認められますので、議第73号 農地法第3条の規定による許可申請については、許可することに決めます。 次に進みます。 議第74号 農地法第5条の規定による許可申請について、事務局の説明を求めます。
事 務 局	内容は、49号から51号までの3件です。農地の所在、申請人、申請事由等については、記載のとおりです。 49号は、出羽地区、所有権の移転で、現在近隣に建築中の調剤薬局の従業員駐車場及び事務用駐車場です。委員調査を実施しています。 50号は、出羽地区、所有権移転で、隣接地に事業所を構える事業所の敷地を拡張しての販売・リース用車両保管場所及び従業員駐車場です。委員調査を実施しております。転用面積が3,000㎡以上のため、県農業会議への諮問を予定しております。 51号は、金井地区、賃借権を設定で市道志戸田陣場線側溝工事に伴う工事期間中の資材置場及び重機置場のための一時転用です。農振農用地区域内の農地です。 以上の3件につきまして、ご審議の程よろしく願いいたします。
議 長	それでは調査委員の報告をお願いします。49号について、22番丹野長利委員から報告をお願いします。

丹 野 委 員	内容は議案書のとおりです。申請人は、調剤薬局を経営する法人です。従業員駐車場として申請がありました。現在、申請地の近隣に新たな調剤薬局を建設中です。その脇には、診療所が建設されています。その診療所でMRIの増設が決まり、別棟として新たに建設が始まりました。それに伴い診療所で予定していた駐車場が無くなりました。その代替地として今回の場所を駐車場にしたいと申請に至りました。申請地は、山形刑務所から西へ約600mの場所に位置する場所で、裏側には10ha以上の一団の農地があります。第1種農地相当と判断しました。ただ、集落に隣接している場所であること、利用目的、必要面積等、立地基準に合致するものであると判断をしました。他にも何ヶ所か、検討箇所がありましたが、立地場所、基準等を考えてみてこの場所が一番最適であるとの結論に至りました。汚水・生活雑排水は、該当ありません。雨水は、地下浸透。浸透アスファルト舗装です。造成については、60cmの盛土を行う予定です。隣地に擁壁あり、擁壁の無い南側部分及び擁壁の高さが低い部分にはL型擁壁を新設するとの内容です。この対応により隣接地への排水、土砂等の流出はないと判断したところです。開発許可は、いりません。改良区は区域外。土地造成費は、 円。土地賃借料は1年間で、 円。1㎡あたり約 円です。 調査の結果、許可相当と判断しました。ご審議よろしく申し上げます。
議 長	次に、50号について、2番金子委員から報告をお願いします。
金 子 委 員	申請人及び内容は記載のとおりです。申請人は、申請地の隣接地に事務所を構えており、主にフォークリフト等の産業用運搬車両の販売・リースを行っている会社です。令和5年1月に事務所を現在地に移転して以降、順調に業績が向上しているということです。昨今の物流業界のコストアップなどの動向や、市外にある保管場所は距離が遠いため、一元管理等を行いたいと検討し、今回の申請に至りました。既存敷地内は従業員駐車場と積み下ろし等のスペースがありますが、効率の悪い状況にあることから、隣接地が候補になり、販売・リース車両の保管場所の増設と従業員駐車場の移設のため当該申請に至っています。 具体的な申請地は、山形刑務所から南東へ約600mの場所です。土地改良事業施工地ですが、10ha未満で住宅や事業用地が連たんし、市街化区域から500m以内にある農地であることから第2種農地と判断しています。現場は、手前にさくらんぼの栽培地がありました。奥の方は昔から耕作されていない土地でした。汚水・生活雑排水は、該当ありません。雨水は、地下浸透。砂利敷きをします。隣接地への排水・土砂等の流出はないと判断しました。開発許可は、不要です。最上川土地改良区からの意見書を確認しています。この土地は、畑管がありますので、パイプが出た場合には十分注意して行う旨確認しています。土地取得費は、 円。1㎡あたり約 円。坪当たり約 円。

	円。土地造成費は、円。砂利敷での駐車場と機械を置くということでこの価格で済んでいるようです。資金はを確認しています。 以上の結果、許可相当と判断いたしましたので、ご審議よろしくお願ひします。
議 長	ただいまの説明に対して皆さんご意見ありませんでしょうか。
佐 藤 委 員	50 号の件について。併用地は事前に所有されていたのでしょうか。
事 務 局	図示の併用地は、原野です。真ん中に原野が介在している状況。転用計画に合わせて取得予定で、今回申請農地の地権者には含まれていませんが、既に売買調整の話あり。使用見込みありと判断できます。
議 長	地目も、持ち主も違いますが、全部利用するだろうとのことです。他にありませんか。無いようですのでお諮りします。議第 74 号について、許可することに異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	全員異議なしと認めます。議第 74 号、農地法第 5 条の規定による許可申請について許可することに決します。 次に進みます。 議第 75 号 農用地利用集積計画について、事務局の説明を求めます。 なお、議案中、関係する案件がある出席委員は、議事の参与を控えていただきます。
事 務 局	議案書の修正があります。申請番号 7 について、削除をお願いします。また、申請番号 660、794 についても削除をお願いします。 これに伴いまして、議案書 8 ページ、20 ページの一覧表についても、削除内容分が修正となります。 このたびは、農地中間管理事業による借入れがありますので、議案は、中間管理機構借り入れと分けて集計しております。 はじめに、農地中間管理事業 以外の分について、8 ページをご覧ください。 1 利用権設定について(1)地目別設定面積、(2)作物別設定面積等それぞれの一覧表になります。内訳・内容につきましては、29 号から 65 号まで 37 件で、内容は記載のとおりです。 次に、2 所有権移転について、内訳・内容については、8 号から 13 号までの 6 件で、内容は記載のとおりです。 農地中間管理事業による借入れ分について、20 ページをご覧ください。 令和 6 年 9 月受付分の農地中間管理事業による「利用権設定」です。 農地の所在、貸付け人、借り受け人等、内容は、21 ページから 44 ページまでのとおりです。

議 長	農地中間管理機構の借受けが 92 件、農地中間管理機構からの貸付けが 60 件、契約件数は 96 件となっています。なお、山形市の農用地利用集積計画の公告日は、12 月 25 日（水）の予定です。 以上につきまして、ご審議の程よろしくお願いいたします。 ただいまの説明に対しご意見ありませんでしょうか。 それではお諮りします。議第 75 号について、適当であるとするに異議ありませんか。 （異議なしの声あり）
議 長	全員異議なしと認め、議第 75 号 農用地利用集積計画について、適当であるとの意見に決します。 次に進みます。 議第 76 号 令和 7 年度農作業賃金・機械利用料金標準について、事務局の説明を求めます。
事 務 局	別冊資料にてご説明します。別冊資料 2 ページ、令和 7 年度山形市農作業賃金・機械利用料金標準案です。3 ページ以降に参考資料を添付しています。 農作業賃金について。山形県の最低賃金の 955 円は、前年の最低賃金との比較で 6.11% 上昇しており、令和 6 年度の単価 900 円と比較して約 106% となっています。今回、実態調査の結果、平均が高かったため、最低賃金の上昇率で一律約 106% とした場合、実態調査の平均との差がありました。そのため、単価が 900 円代であった 6 つの作業については、一律約 107% とし、果樹剪定と果樹ハウス張替の 2 つの作業については、実態調査の平均額とほぼ同額としています。その結果、果樹剪定は約 101%、果樹ハウス張替は約 102% となっています。 機械利用料金について、5 ページ実態調査の結果を参考にして 13 か所については、増額改定する案を作成しています。平均と同額であった畔ぬり 及び平均より下回った畑耕うん の 2 か所の項目は、令和 6 年度と同じ額としています。 4 ページ、作成要綱を掲載しています。農作業賃金の見直しについては、最低賃金、他市町村との均衡、ご協力頂いた実態調査結果を考慮し判断しています。 なお、消費者物価指数・他産業労賃・東南村山管内市町及び県内市町村の状況・燃料費の推移に関しては基礎資料とし内容を確認しており、ご提案している標準案に結果を反映しています。 5 ページ、今年度ご協力いただいた実態調査の結果となります。提出件数は 74 件です。 再度 2 ページ、令和 7 年度山形市農作業賃金・機械利用料金標準案です。金額の修正は、先程の説明とおりです。赤い文字の修正箇所については、運営委員会での協議を踏まえご提案しています。左下の評語は令和 7 年度分より、「安全第一で農作業を行い、事故防止に努めま

	しょう」「安心して豊かな将来のため、農業者年金に加入しましょう」の2つを掲載する案となっています。機械利用料金の収摺りの摘要欄については、(くず米含む)と修正した案となっています。 以上で令和7年度山形市農作業賃金・機械利用料金標準案についての説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。
議 長	ただいまの説明に対し、皆さん質問・意見等ありませんか。
丹野菊男委員	肩掛けの草刈り機械は自分の機械を持っていくのか。地主の機械を借りて行うのか。どちらなのか。
議 長	作業なさっている方に料金を聞いて、まとめて平均をだして基準にしている。
丹野菊男委員	自分の機械を貸して作業した料金を書いたとのこと。相手が機械を持ってきたらどうなるのか。普通はどちらか。
議 長	みなさん機械を持っていっての料金を考えているように思う。機械代である。あくまでも基準なので、お互いの話し合いで決めてください。
議 長	ほかに無いようですのでお諮りします。 議第76号について、適当であることに異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	全員異議なしと認められますので、議第76号 令和7年度農作業賃金・機械利用料金標準については承認されました。 次に進みます。 議第77号 農政委員会の委員長及び副委員長の選任について、事務局の説明を求めます。
事 務 局	農政委員会の委員長及び副委員長の任期は、山形市農業委員会規程第12条第6項により1年6か月とされており、令和7年1月19日までとなります。また、同規程第12条第5項により、「委員長及び副委員長は総会において選任する。」と規定されておりますので、次期農政委員会委員長及び副委員長の選任をお願いしようとするものです。
議 長	議第77号はただいま説明のあったとおりです。選任方法については、投票の煩を避けるために指名推薦により行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)

議 長	異議なしと認めます。 それでは、指名推薦により行うものと決定します。なお、推薦者、立候補者が2名以上の場合は、選挙の方法により決定することとなります。 それでは、農政委員会委員長への推選はありませんか。
安 達 委 員	推名俊明委員を委員長に推薦します。
議 長	安達委員より、推名俊明委員を委員長に推薦する発言がありましたが、ほかに推薦や立候補はございませんか。 (なしの声あり)
議 長	それではお諮りします。推名俊明委員を、農政委員会委員長とすることに、ご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	異議なしと認めます。よって、推名俊明委員を次期農政委員会委員長に決定します。続いて、農政委員会副委員長への推薦はありませんか。
安 達 委 員	石川富夫委員を副委員長に推薦します。
議 長	ただいま、安達委員より、石川富夫委員を副委員長に推薦する発言がありましたが、ほかに推薦や立候補はございませんか。 (なしの声あり)
議 長	それではお諮りします。石川富夫委員を、農政委員会副委員長とすることに、ご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	異議なしと認めます。よって、石川富夫委員を 次期農政委員会副委員長に決定します。 以上をもちまして議第77号 農政委員会の委員長及び副委員長の選任については決定しました。 これで議事を終了します。 次に、報告事項について、事務局から報告願います。
事 務 局	報告事項(1)、農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理については、163号から188号まで26件を受理しております。 報告事項(2)、農地法第4条届出書の受理については、17号、1

	件を受理しております。 報告事項（３）、農地法第５条届出書の受理については、４６号、１件を受理しております。 報告事項（４）、農地法第１８条第６項の規定による通知の受理は、１６３号から１７７号まで、１５件を受理しております。 報告事項（５）、農地改良届出書の受理は、１６号、１件を受理しております。 報告事項（６）、農地改良完了報告書の受理は、１１、１２号の２件を受理しております。 報告事項（７）、農地法第５条の規定による許可については、３５号から４８号までの７件について許可を決定し、許可証を交付しております。
議 事 務 局	次に６連絡事項について、事務局よりお願いします。 （１）次回の総会（定例）について：令和７年１月１４日（火） （２）次回の委員調査について：令和７年１月９日（木） 調査委員は、３番丹野菊男委員、５番阿部芳徳委員
議 長	次に７その他について、何かありませんか。 何もないければ、これで第１９回総会を終了します。 （閉会午後２時３６分）

以上、議事の内容を記録し相違ないことを認め署名します。

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員

